

日本赤十字看護大学学術情報リポジトリ運用指針

(趣旨)

第1条 この指針は、日本赤十字看護大学（以下「本学」という。）の図書館において運用する学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 リポジトリは、本学の研究・教育活動において生成された研究成果・教育資源等を収集・蓄積・保存し、学内外に電子的手段により無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献することを目的とする。

(管理・運用)

第3条 リポジトリの管理及び運用は、日本赤十字看護大学図書館（以下「図書館」という。）が行うものとする。

(登録者)

第4条 リポジトリに研究成果・教育資源等を登録することができる者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する又は在籍したことがある教職員及び学生
- (2) その他図書館長が認めた者

(登録の対象)

第5条 リポジトリに登録することができる研究成果・教育資源等は次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、本学で発行される報告書・パンフレット・講演もしくは研修会資料等については、原則としてすべてリポジトリに登録するものとする。

- (1) 学術的な研究成果・教育資源であること
- (2) 登録者が作成に関与した研究成果・教育資源であること
- (3) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること
- (4) その他図書館長が認めたもの

(登録及び公開手続)

第6条 登録を希望する者は、図書館長に「日本赤十字看護大学学術情報リポジトリ登録許諾書」（以下「登録許諾書」という。）を提出したうえで登録及び公開するものとする。ただし、登録許諾書が不要と判断される場合は、提出を省略することができる。なお、著作権者の了解が得られた場合には、図書館は登録者に代わって研究成果・教育資源等を登録及び公開することができる。

(研究成果・教育資源等の取扱い)

第7条 図書館は、次に掲げる方法により、研究成果・教育資源等を取扱うものとする。

- (1) 当該研究成果・教育資源等の全文を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて、前号の複製物を不特定多数に無償で公開する。
- (3) 保存及び利用可能性維持のための複製または媒体変換を行う。

(利用条件)

第8条 図書館は、リポジトリに登録された研究成果・教育資源等の利用については次に掲げることを遵守する。

- (1) 第7条に定める取扱い以外による利用は行わないこと
- (2) 公開された研究成果・教育資源等を利用する者に対し、著作権法及び利用に係る条件を遵守するように周知すること

(著作権と利用承諾)

第9条 リポジトリに登録される研究成果・教育資源等の著作権については、次に掲げるとおり取扱うものとする。

- (1) 研究成果・教育資源等の著作権が登録者のみに帰属する場合は、登録者は第7条に定める取扱いを無償で許諾するものとする。
- (2) 研究成果・教育資源等の著作権が複数の者に帰属する場合又は登録者以外に帰属する場合は、登録者は他の著作権者に対し、第7条に定める取扱いについて、あらかじめ無償での許諾を得ておくこととする。
- (3) 研究成果・教育資源等がリポジトリに登録された後も、著作権は図書館に移転されることなく、著作権者のもとに留保される。

(研究成果・教育資源等の削除)

第10条 図書館は次のいずれかに該当する場合には、リポジトリに登録された研究成果・教育資源等を削除することができる。

- (1) 登録者が、理由を付して削除の申請を行い、それを図書館長が承認した場合
- (2) 図書館長が公開を適当でない判断した場合

(免責事項)

第11条 本学は、研究成果・教育資源等の登録及び公開あるいは利用によって発生したいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

(雑則)

第12条 この指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、図書館運営委員会の議を経て、図書館長が定める。

(改正)

第13条 この指針を改正しようとするときは、図書館運営委員会の議を経て、図書館長が定める。

附 則

この運用指針は、平成26年4月1日から施行する。